

東北森林管理局保護林等設定管理委員会

平成28年7月1日（金曜日）13：00～15：30

場所：東北森林管理局 2階大会議室

<議事次第>

（開会）

1. 開会挨拶（局長）
2. 保護林の再編について
3. その他
4. 閉会挨拶（計画保全部長）

（閉会）

東北森林管理局保護林等設定管理委員会設置要領

第1 趣旨

「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）第6の1の規程に基づく保護林等設定管理委員会（以下、管理委員会）を設置することとし、その運営に関し、必要な事項を定める。

第2 所掌事務

管理委員会は、東北森林管理局管内における保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに緑の回廊を含む保護林に関連する生物多様性の保全についての検討を行う。

第3 組織

- 1 管理委員会の委員は、森林・林業や自然環境に関する専門家等のうち、森林管理局長が委嘱した者で構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱した日から当該年度末とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 必要に応じて管理委員会の下に専門的な検討を行うための部会等を置くことができる。

第4 運営

- 1 管理委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、議事を統括する。
- 3 管理委員会は、議事の運営上必要があると認めたときは、委員以外の学識経験者、関係地方公共団体等に対し、管理委員会への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 4 管理委員会は原則公開とする。ただし、委員長は、議事の内容に応じて非公開とすることができる。

第5 事務局

管理委員会に関する庶務は、東北森林管理局計画課において行う。

第6 その他

- 1 森林管理局長は必要に応じ、委員会の委員に意見を求めることができる。
- 2 国有林野の処分等に伴い、保護林等の区域変更の検討を早急に行う必要性が生じた場合、書面により管理委員会の各委員から意見の聴取を行うことができるものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が管理委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成28年2月2日から施行する。

東北森林管理局保護林等設定管理委員会

委員名簿

氏 名	役 職 等	7/1 の出欠
おがさわら こう 小笠原 暁	秋田大学 名誉教授	出席
しまだ たくや 島田 卓哉	国立研究開発法人 森林総合研究所 東北支所 生物多様性研究グループ長	出席
すとう ひろあき 須藤 広明	青森県森林組合連合会 代表理事専務	出席
なかしずか とおる 中 静 透	東北大学 大学院 教授	欠席
なかむら ただし 中村 正	岩手県自然保護協会 事務局長	出席
のぼり よしひろ 野堀 嘉裕	山形大学 農学部 教授	出席
ほそかわ ひとし 細川 斉	国立研究開発法人 森林総合研究所 林木育種センター 東北育種場 遺伝資源管理課長	出席
やぎはし つとむ 八木橋 勉	国立研究開発法人 森林総合研究所 東北支所 育林技術研究グループ長	出席